

令和6年度 岐阜県観光連盟
平日宿泊と岐阜未来遺産送客促進助成金交付要綱 Q&A

Q1 助成金の目的は何ですか

助成金は、平日の宿泊を促進し、観光客の平準化を図り、地域の活性化と雇用の均一化を促進することを目的としています。また、「NEXT GIFU HERITAGE」の認定地の認知度向上と活性化も目指しています。

Q2 助成対象となる事業者は誰ですか。

旅行業法施行規則に基づく第1種、第2種、第3種旅行業務の登録を受けた事業者が対象です。ただし、「暴排措置要綱」に規定される暴力団排除の対象となる事業者は対象外です。

Q3 申請書の提出期限はありますか。

令和6年12月1日（帰着）までの間に催行される商品としていますが、期限内であっても、申請額において、予算に達し次第、申請の受付は終了と致します。

Q4 どのような旅行商品が助成対象となりますか

助成対象となる旅行商品は、県外発の貸切バスを利用した国内旅行商品であり、一定の条件を満たす必要があります。具体的には、①県外を発地し、②平日に県内の宿泊施設に宿泊し、かつ③「NEXT GIFU HERITAGE」の認定地と、④県内の有料観光施設又は飲食施設の利用を組み込んだ商品で、⑤募集広告等に「岐阜未来遺産」等が記載された、ツアー参加者が有料人員15人以上の「募集型企画旅行商品」です。

Q5 平日以外（助成対象外）の日を具体的に教えてください。

平日以外（助成対象外）の日は次のとおりです。

- ・5月3日(金)、4日(土)、5日(日)、11日(土)、18日(土)、25日(土)
- ・6月1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土)、29日(土)
- ・7月6日(土)、13日(土)、14日(日)、20日(土)、27日(土)
- ・8月3日(土)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、24日(土)、31日(土)
- ・9月7日(土)、14日(土)、15日(日)、21日(土)、22日(日)、28日(土)
- ・10月5日(土)、12日(土)、13日(日)、19日(土)、26日(土)
- ・11月2日(土)、3日(日)、9日(土)、16日(土)、23日(土)、30日(土)

Q6 申請は支店単位で申請できますか。
はい、支店・営業所単位での申請は可能です。また、複数の申請が可能です。
Q7 申請には、どのような書類が必要ですか。
助成金交付申請書（様式第1号）をご提出ください。
Q8 申請書は、E-mailでの提出は可能ですか。
E-mailでの提出は受け付けておりません。必ず、ご郵送ください。
Q9 他の事業との併用は可能ですか。
他の助成金との併用はできません。
Q10 宿泊施設の条件はありますか。
旅館業法により旅館業の許可を受けた者が営む「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」並びに住宅宿泊事業法により住宅宿泊業の届出をした者が営む「住宅」とします。
Q11 例えば、旅行行程において、恵那岩村の城下町では、体験等のプログラムは実施しません。単なる恵那岩村の城下町の散策としていますが、対象となりますか。
はい、対象となります。要綱では、認定地における体験プログラムの実施までは、求めておりません。
Q12 申請時点、県内の「有料観光施設」と「飲食施設」が、決定していない場合の申請はできますか。また、申請書に記載した施設は、変更してもよいですか。
申請時点で、具体的に県内の「有料観光施設」と「飲食施設」が決定していない場合は、想定される市町村名をご記入して申請してください。 また、申請書に記載された県内の「有料観光施設」と「飲食施設」の変更は可能です。実績報告書には、実際に利用された施設名をご記入ください。
Q13 助成金の額はどのように決定されますか。
助成金の額は、旅行商品の平日の宿泊実績に応じて計算されます。有料人員一人あたり2,000円を乗じた額で、1申請あたりの上限額は100,000円までです。 また、平日を連泊した場合も、一人あたり2,000円をツアー参加者で乗じた額となります。
Q14 実績報告書の提出期限はありますか。
帰着日から30日以内に、実績報告書を提出していただきます。
Q15 事業決定通知書を受理した後、旅行商品の催行が15名を下回った場合、助成金は

交付されますか。
いいえ、交付金は交付されません。例えば、助成金申請額を 2,000×15 人=30,000 円で申請された場合、15 人を下回れば、助成金の額は「0 円」となります。
Q16 実績報告には、どのような書類が必要ですか。
<p>下記の書類をご郵送ください。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第 4 号の 1）</p> <p>(2) 送客実績表（様式第 4 号の 2）</p> <p>(3) 旅行商品の行程及び旅行商品の募集広告に「NEXT GIFU HERITAGE(ネクスト ギフヘリテージ)～岐阜未来遺産～」又は「岐阜未来遺産」と「協力：岐阜県観光連盟」の記載が確認できるパンフレット、チラシ、インターネットホームページの写しなどの広告物をそれぞれ 2 部</p> <p>(4) 県内の宿泊施設の記名押印がある宿泊利用証明書（様式第 5 号）</p> <p>(5) 有料観光施設又は食事施設の記名押印がある施設利用証明書（様式第 6 号）</p>
Q17 宿泊証明書は、施設毎に必要ですか。
<p>宿泊施設の利用が確認できれば、いずれか 1 施設からの証明書で構いません。</p> <p>分宿の場合は、施設毎に証明書が必要となります。</p>
Q18 施設利用証明書は、全ての立ち寄り施設が必要ですか。
施設の利用が確認できれば、いずれか 1 施設からの証明書で構いません。
Q19 施設利用証明書は申請書に記載した観光施設以外の施設でも可能ですか。
はい。必ずしも様式第 1 号の申請書に記載した観光施設でなくても構いません。実際に立ち寄られた観光施設で証明をもらってください。
Q20 助成金の請求書はいつ、提出するのですか。
<p>助成金の請求書は、実績報告書をご提出され、当連盟で必要な検査を行い、適正であると認めた場合、当連盟から、「助成金額の確定通知書」を申請者に送付します。請求書は、「助成金額の確定通知書」が届いた後、確定通知に記載のある金額で請求書をご提出ください。</p>
Q21 助成金はいつ、交付されますか。
当連盟が、助成金の請求書を受理した後、30 日以内に支払われます。